



佐賀県公報

平成17年
1月28日
(金曜日)
第 12561号

● 佐賀県告示第二十七号

○ 告 示

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次

告

示

- 漁業災害補償法に基づく漁獲共済に係る加入区設定
- 漁業災害補償法第百十八条第三項の規定による一定の水域

(二七・生産者支援課) 一
(二八・〃) 六
(三〇・農山漁村課) 八
(三一・森林整備課) 九

- 漁業災害補償法に基づく養殖共済に係る区域の設定

(二九・〃) 七

- 公有水面埋立てに関する工事の竣工認可

- 保安林の指定

- 公共測量の実施

- 鳥栖流通業務団地整備事業に係る特定建設工事共同企業体による

- 募型指名競争入札

- 土地改良区役員の住所変更届

- 建築基準法に基づく道路の位置の指定

- 〃

- 公印の登録

公安委員会事項

- 佐賀県警察本部庁舎の電力供給に係る一般競争入札の参加資格及び資格審査

- 佐賀県警察本部庁舎電力供給に係る一般競争入札

正 誤

- 平成十六年三月三十一日付け佐賀県公報号外第六号中訂正

(総務法制課) 一七

(公 告) 一三
(〃) 一五

	加入区の名称	水 域
浜崎加入区	松共第一号の漁業権の漁場の区域	
唐津市第一加入区	松共第二号の漁業権の漁場の区域	
（農地整備課）三	松共第三号の漁業権の漁場の区域	
（建築住宅課）三	松共第四号の漁業権の漁場の区域	
（〃）三	松共第五号の漁業権の漁場の区域	
（総務法制課）三	松共第六号の漁業権の漁場の区域	
唐津市第五加入区	松共第七号の漁業権の漁場の区域	
唐津市第四加入区	松共第八号の漁業権の漁場の区域	
唐津市第六加入区	松共第九号の漁業権の漁場の区域	
唐津市第七加入区	松共第十号の漁業権の漁場の区域	
唐津市第八加入区	松共第十一号の漁業権の漁場の区域	
屋形石加入区	松共第十二号の漁業権の漁場の区域	
	松共第十三号の漁業権の漁場の区域	

一 法第百四条第一号に掲げる漁業
あわびをとる漁業

佐賀県知事 古川 康

平成十七年一月二十八日

百五条第一項第一号ロの規定による一定の水域並びに同項第二号ロの規定による一定の区域及び区分を次のように定める。
なお、漁業災害補償法に基づく漁獲共済及び養殖共済に係る加入区設定（昭和四十九年佐賀県告示第六百九十六号）は、廃止する。

呼子町第一加入区

松共第九号及び松共第十号の漁業権の漁場
の区域

呼子町第二加入区

松共第九号及び松共第十号の漁業権の漁場
の区域

呼子町第三加入区

松共第九号の漁業権の漁場の区域

呼子町第四加入区

松共第十一号の漁業権の漁場の区域

加部島加入区

松共第十二号の漁業権の漁場の区域

小川島加入区

松共第十三号及び松共第十五号の漁業権の
漁場の区域

鎮西町第一加入区

松共第十四号の漁業権の漁場の区域

鎮西町第二加入区

松共第十五号及び松共第十八号の漁業権の
漁場の区域

鎮西町第三加入区

松共第十六号の漁業権の漁場の区域

鎮西町第四加入区

松共第十七号の漁業権の漁場の区域

鎮西町第五加入区

松共第十八号及び松共第十九号の漁業権の
漁場の区域

外津加入区

松共第十九号の漁業権の漁場の区域

仮屋加入区

松共第二十号及び松共第二十一号の漁業権の
漁場の区域

肥前加入区

松共第二十一号の漁業権の漁場の区域

高串加入区

松共第二十二号の漁業権の漁場の区域

大浦浜加入区

松共第二十三号の漁業権の漁場の区域

波多津加入区

松共第二十二号の漁業権の漁場の区域

二 法第百四条第一号に掲げる漁業

区

域

区

分

浜崎区域（浜崎漁業協同組合の区域）

唐津市第一区域（唐津市漁業協同組合の区域のうち旧満島漁業協同組合の区域）

唐津市第二区域（唐津市漁業協同組合の区域のうち旧高島漁業協同組合の区域）

唐津市第三区域（唐津市漁業協同組合の区域のうち旧妙見漁業協同組合の区域）

唐津市第四区域（唐津市漁業協同組合の区域のうち旧唐房漁業協同組合の区域）

唐津市第三区域（唐津市漁業協同組合の区域のうち旧唐房漁業協同組合の区域）

11 中型いか釣り漁業（二十トン未満の漁船によるもの）

10 中型釣漁業及びはえ縄漁業（いか釣り及びふぐはえ縄漁業以外の漁業で二十トン以上百トン未満の漁船によるもの）

9 小型釣漁業及びはえ縄漁業（いか釣り及びふぐはえ縄漁業以外の漁業で二十トン未満の漁船によるもの）

8 中型あまだいはえ縄漁業（二十トン以上百トン未満の漁船によるもの）

7 小型あまだいはえ縄漁業（二十トン未満の漁船によるもの）

6 中型まき網漁業（二十トン以上百トン未満の漁船によるもの）

5 小型まき網漁業（えび漕網漁業によるもの）

4 小型機船底びき網漁業（えび漕網漁業によるもの）

3 主として船びき網漁業

2 主としてごち網漁業

1 主として一本釣り漁業

小型漁船漁業

3 1及び2に掲げる漁業以外の漁業

2 小型定置漁業

1 1に掲げる漁業以外の漁業

1 小型機船底びき網漁業（えび漕網漁業）

1 1に掲げる漁業以外の漁業

		唐津市第五区域（唐津市漁業協同組合のうち旧相賀漁業協同組合の区域）	12 ン未満の漁船によるもの) 1から12までに掲げる漁業以外の漁業
		唐津市第六区域（唐津市漁業協同組合のうち旧湊浜漁業協同組合の区域）	13 1に掲げる漁業以外の漁業
		唐津市第七区域（唐津市漁業協同組合のうち旧神集島漁業協同組合の区域）	1 主として一本釣り漁業 主としてさし網漁業 主として小型まき網漁業（十トン未満の漁船によるもの） 主として一本釣り漁業 主としてさし網漁業 主として大型定置漁業 主として一本釣り漁業 主としてさし網漁業 主として一本釣り漁業 主としてさし網漁業 主として一本釣り漁業
		呼子町第四区域（呼子町漁業協同組合のうち旧片島本部漁業協同組合の区域）	1 1に掲げる漁業以外の漁業
		呼子町第三区域（呼子町漁業協同組合のうち旧小友漁業協同組合の区域）	2 主として船びき網漁業 主としていわし敷網漁業 主として小型機船底びき網漁業（えび） 主として一本釣り漁業 主として一本釣り漁業 主として一本釣り漁業
		呼子町第二区域（呼子町漁業協同組合のうち旧呼子町浦方漁業協同組合の区域）	3 1及び2に掲げる漁業以外の漁業
		加部島区域（加部島漁業協同組合の区域）	2 1に掲げる漁業以外の漁業
		小川島区域（小川島漁業協同組合の区域）	2 1に掲げる漁業以外の漁業
		鎮西町第一区域（鎮西町漁業協同組合のうち旧名護屋漁業協同組合の区域及び旧名護屋岡漁業協同組合の区域）	2 主として一本釣り漁業 主としていわし敷網漁業 主として一本釣り漁業 主として一本釣り漁業 主として一本釣り漁業 主として一本釣り漁業 主として一本釣り漁業
		鎮西町第二区域（鎮西町漁業協同組合のうち旧波戸漁業協同組合の区域）	5 4 3 2 1 主として一本釣り漁業 主としてさし網漁業 主として船びき網漁業 あまだいはえ縄漁業（二十トン未満の漁船によるもの） 4以外の二十トン未満の漁船漁業 二十トン以上百トン未満の漁船漁業 1から6までに掲げる漁業以外の漁業
			5 4 3 2 1 主として一本釣り漁業 主としてさし網漁業 主として一本釣り漁業 主としてさし網漁業 主として一本釣り漁業 主としてさし網漁業

高串区域（高串漁業協同組合の区域）												
東与賀区域（東与賀町漁業協同組合の区域）												
広江区域（広江漁業協同組合の区域）	〃	〃	〃	〃	〃	1 主として一本釣り漁業	2 主としてはえ繩漁業	3 主として船びき網漁業	4 小型機船底びき網漁業（えび漕網漁業）	5 小型まき網漁業（二十トン未満の漁船によるもの）	6 5に掲げる漁業以外の二十トン未満の漁船漁業	7 1から6までに掲げる漁業以外の漁業
南川副区域（南川副漁業協同組合の区域）	〃	〃	〃	〃	千代田区域（千代田町漁業協同組合の区域）	波多津区域（波多津漁業協同組合の区域）	波多津区域（波多津漁業協同組合の区域）	1 主としてさし網漁業	2 主として一そうち網漁業	3 主として船びき網漁業	4 小型機船底びき網漁業	5 1から5までに掲げる漁業以外の漁業
大詫間区域（大詫間漁業協同組合の区域）	〃	〃	〃	〃	諸富区域（諸富町漁業協同組合の区域）	千代田区域（千代田町漁業協同組合の区域）	千代田区域（千代田町漁業協同組合の区域）	1 主として船びき網漁業	2 主としてはえ繩漁業	3 主として二十トン未満の漁船漁業	4 二十トン以上百トン未満の漁船漁業	5 1から5までに掲げる漁業以外の漁業
鹿島市第三区域（鹿島市漁業協同組合の区域のうち旧鹿島町漁業協同組合の区域）	〃	〃	〃	〃	早津江区域（早津町漁業協同組合の区域）	諸富区域（諸富町漁業協同組合の区域）	諸富区域（諸富町漁業協同組合の区域）	1 新有明第一区域（新有明漁業協同組合の区域のうち旧南有明漁業協同組合の区域）	2 新有明第二区域（新有明漁業協同組合の区域のうち旧有明町漁業協同組合の区域）	3 白石町北明区域（白石町北明漁業協同組合の区域）	4 福富区域（福富町漁業協同組合の区域）	5 芦刈区域（芦刈漁業協同組合の区域）
鹿島市第二区域（鹿島市漁業協同組合の区域のうち旧鹿島町漁業協同組合の区域）	〃	〃	〃	〃	龍王区域（龍王漁業協同組合の区域）	龍王区域（龍王漁業協同組合の区域）	龍王区域（龍王漁業協同組合の区域）	6 鹿島市第一区域（鹿島市漁業協同組合の区域のうち旧鹿島町漁業協同組合の区域）	7 鹿島市第二区域（鹿島市漁業協同組合の区域のうち旧鹿島町漁業協同組合の区域）	8 久保田区域（久保田町漁業協同組合の区域）	9 佐賀市第一区域（佐賀市漁業協同組合の区域のうちの旧西与賀漁業協同組合の区域）	10 佐賀市第二区域（佐賀市漁業協同組合の区域のうちの旧嘉瀬町漁業協同組合の区域）

鹿島市第四区域（鹿島市漁業協同組合の区域のうち旧七浦漁業協同組合の区域）	
多良本部区域（たら漁業協同組合の区域のうち旧多良本部漁業協同組合の区域）	"
太良中央区域（たら漁業協同組合の区域のうち旧太良中央漁業協同組合の区域）	"
大浦区域（大浦漁業協同組合の区域）	"
1 ます網漁業	
2 1に掲げる以外の漁業	

●佐賀県告示第二十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第一百八条第三項の規定により、一定の水域を次のように定める。

なお、漁業災害補償法第百十八条第三項及び第百二十五条の四第一項第二号の規定による一定の水域及び区域（平成十年佐賀県告示第四百七十五号）は、廃止する。

平成十七年一月二十八日

佐賀県知事 古川 康

法第百十四条第三号に掲げる漁業

一小割り式一年魚はまち養殖業、小割り式二年魚はまち養殖業、小割り式三年魚はまち養殖業、小割り式二年魚ひらまさ養殖業、小割り式一年魚ひらまさ養殖業、小割り式二年魚たい養殖業、小割り式三年魚たい養殖業、小割り式一年魚しまあじ養殖業、小割り式二年魚しまあじ養殖業、小割り式三年魚しまあじ養殖業、小割り式ひらめ養殖業及び小割り式ふぐ養殖業

加入区の名称	水 域
唐津市第三加入区（唐津市漁業協同組合の地区のうち旧妙見漁業協同組合加入区の地区）	松区第三百一号漁業権の漁場の区域
唐津市第四の一加入区（唐津市漁業協同組合の地区的うち旧唐房漁業協同組合唐房加入区の地区）	松区第三百二号漁業権の漁場の区域
唐津市第四の二加入区（唐津市漁業協同組合の地区的うち旧唐房漁業協同組合鳩川加入区の地区）	松区第三百三号漁業権の漁場の区域
唐津市第七加入区（唐津市漁業協同組合の地区的うち旧神集島漁業協同組合加入区の地区）	松区第三百四号漁業権の漁場の区域
呼子町第一加入区（呼子町漁業協同組合の地区的うち旧呼子町漁業協同組合呼子第一加入区の地区）	松区第三百五号漁業権の漁場の区域
呼子町第二加入区（呼子町漁業協同組合の地区的うち旧呼子町漁業協同組合呼子第二加入区の地区）	松区第三百六号漁業権の漁場の区域
呼子町第三加入区（呼子町漁業協同組合の地区的うち旧片島本部漁業協同組合の地区）	松区第三百九号漁業権の漁場の区域
加部島第一加入区	松区第三百七号及び松区第三百八号漁業権の漁場の区域
加部島第二加入区	松区第三百九号漁業権の漁場の区域
鎮西町第一加入区	松区第三百十号漁業権の漁場の区域
鎮西町第二加入区	松区第三百十一号漁業権の漁場の区域
鎮西町第三加入区	松区第三百十三号漁業権の漁場の区域
外津加入区	松区第三百十二号漁業権の漁場の区域

三 かき養殖業		大浦浜第二加入区
加入区の名称	水域	
唐津市加入区	松区第五百一号の漁業権の漁場の区域	松区第六百二十九号、松区第六百二十六号、松区第六百二十八号、松区第六百三十号から松区第六百三十二号まで及び松区第六百三十四号の漁業権の漁場の区域
鎮西町加入区	松区第五百二号の漁業権の漁場の区域	松区第六百三十六号の漁業権の漁場の区域
高串加入区	松区第五百三号の漁業権の漁場の区域	松区第六百三十五号の漁業権の漁場の区域
大浦浜加入区	松区第五百四号から松区第五百七号までの漁業権の漁場の区域	松区第六百三十七号の漁業権の漁場の区域
波多津加入区	松区第五百八号の漁業権の漁場の区域	松区第六百三十九号の漁業権の漁場の区域
大浦加入区		

●佐賀県告示第二十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第一百一十五条の三第一項第一号の規定により、一定の区域を次のように定める。

平成十七年一月二十八日

佐賀県知事
古川

古
文

康

法第一百一十五条の二に掲げる漁業のり等特定養殖業（のり養殖業

加入区の名称	水域
特定養殖千代田加入区	千代田町漁業協同組合の行使する漁場の区域
特定養殖諸富加入区	諸富町漁業協同組合の行使する漁場の区域
特定養殖早津江加入区	早津江漁業協同組合の行使する漁場の区域
特定養殖大詫間加入区	大詫間漁業協同組合の行使する漁場の区域
特定養殖南川副加入区	南川副漁業協同組合の行使する漁場の区域
特定養殖犬井道加入区	犬井道漁業協同組合の行使する漁場の区域
特定養殖広江加入区	広江漁業協同組合の行使する漁場の区域
特定養殖東与賀加入区	東与賀町漁業協同組合の行使する漁場の区域
特定養殖佐賀市加入区	佐賀市漁業協同組合の行使する漁場の区域
特定養殖久保田加入区	久保田町漁業協同組合の行使する漁場の区域
特定養殖芦刈加入区	芦刈漁業協同組合の行使する漁場の区域
特定養殖白石町北明加入区	白石町北明漁業協同組合の行使する漁場の区域
特定養殖新有明加入区	新有明漁業協同組合の行使する漁場の区域
特定養殖竜王加入区	竜王漁業協同組合の行使する漁場の区域
特定養殖鹿島加入区	鹿島市漁業協同組合の行使する漁場の区域 (旧鹿島町漁業協同組合の行使する漁場の区域)
特定養殖鹿島町加入区	鹿島市漁業協同組合の行使する漁場の区域 (旧鹿島町漁業協同組合の行使する漁場の区域)

<p style="text-align: center;">●佐賀県告示第三十号</p> <p>公有水面埋立立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定により、次とおり公有水面埋立てに関する工事の竣工を認可した。</p> <p style="text-align: center;">平成十七年一月二十八日</p> <p style="text-align: right;">佐賀県知事 古川康</p>	
一 竣功認可年月日	平成十七年一月十九日
二 竣功認可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名	<p>(1) 住所 鹿島市大字納富分二六四三番地一</p> <p>(2) 名称 鹿島市</p> <p>(3) 代表者の氏名 鹿島市長 桑原允彦</p>
三 埋立区域及び面積	<p>(1) 位置</p> <p>鹿島市大字飯田字飯田搦乙三三〇一番六、乙三三〇一番一〇、乙三三〇一一番三一、乙三三〇一番三五、乙三三〇一番三九、乙三三〇一番五三、乙三三〇一一番七一、乙三三〇一番九三及び乙三三〇一番</p>
区域	鹿島市漁業協同組合の行使する漁場の区域 (旧鹿島町漁業協同組合の行使する漁場の区域)

(2)

一〇五に接する国道二〇七号の地先公有水面

区域

次の各地点を順次直線で結んだ線及び⑯の地点と①の地点を結ぶ線により囲まれた区域

①の地点 北緯三三度〇三分二一秒七八五四

東経一三〇度〇九分三六秒〇九六九

②の地点 北緯三三度〇三分二三秒九〇九三

東経一三〇度〇九分三七秒九二四九

③の地点 北緯三三度〇三分二六秒九七四〇

東経一三〇度〇九分三二秒八九九三

④の地点 北緯三三度〇三分二六秒八四一七

東経一三〇度〇九分三二秒七八四九

⑤の地点 北緯三三度〇三分二六秒四八七九

東経一三〇度〇九分三一秒二九七六

⑥の地点 北緯三三度〇三分二六秒四七三一

東経一三〇度〇九分三一秒三〇三〇

⑦の地点 北緯三三度〇三分二五秒四七六六

東経一三〇度〇九分三一秒七一六四

⑧の地点 北緯三三度〇三分二四秒五八六三

東経一三〇度〇九分三一秒三四〇五

⑨の地点 北緯三三度〇三分二四秒一七二四

東経一三〇度〇九分三一秒一三四八

⑩の地点 北緯三三度〇三分二三秒四九五一

東経一三〇度〇九分三三秒二六六六

⑪の地点 北緯三三度〇三分二一秒九〇四七

東経一三〇度〇九分三四秒二五〇九

⑫の地点 北緯三三度〇三分二一秒五二九四

東経一三〇度〇九分三四秒八七二八

⑬の地点 北緯三三度〇三分二一秒九五八六

東経一三〇度〇九分三五秒八一六七

⑭の地点 北緯三三度〇三分二一秒八一七四

東経一三〇度〇九分三六秒〇四五〇

(3) 面積 一二、二五六・七一平方メートル

四 埋立ての免許年月日及び番号

(1) 免許年月日 平成元年十二月二十七日

(2) 番号 佐賀県指令元漁港第七十七号

五 公有水面埋立法第二十二条第三項に規定する市町村名

鹿島市

●佐賀県告示第三十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により保安林の指定をするため、次の森林を保安林予定森林とする。

平成十七年一月二十八日

佐賀県知事 古川 康

一 保安林予定森林の所在場所

三養基郡基山町大字小倉字大久保二四六七の一、二四六七の九、字車道二五一七の三から二五一七の七まで、字北帝二五一七の一から二五一七の三まで、二五二七の五から二五二七の十三まで、二五三九、字坊住二五五三の三、二五五三の四、二五五三の六から二五五三の八まで、二五五三の一〇

二 指定の目的

ア 公衆の保健

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択抜による。

平成17年1月28日(金)

イ 伐木の强度 次のとおり。

ウ 伐木の强度 次のとおり。

（「次のとおり」は、細略し、その関係類を佐賀県県土へ本格森林整備課及び基三町役場に権限を置いて総監に任せます。）

○ 附 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡県知事から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成17年1月28日

佐賀県知事 古川康

- 1 作業種類 公共測量（平成16年度地盤沈下測量調査一級水準測量事業）
- 2 作業期間 平成17年1月7日から平成17年3月18日まで
- 3 作業地域 佐賀郡諸富町

鳥栖流通業務団地整備事業基盤整備工事1工区、2工区、3工区、4工区及び5工区について、特定建設工事共同企業体による公募型指名競争入札を行いますので、各工区における入札参加申請の受付期間及び方法を次のとおり公告します。

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。

平成17年1月28日

佐賀県知事 古川康

1 各工事の概要

工事名	鳥栖流通業務団地整備事業基盤整備工事1工区
工事場所	佐賀県鳥栖市姫方町及び幡崎町地内
工事内容	流通業務団地基盤整備工 道路工（幅員W=10.5m～20m）延長L=1,110m 排水施設工（ボックスカルバート1,500×800（ほか）1式 1号調整池工 面積A=4,000m ²
予定期	約24か月

工事名	鳥栖流通業務団地整備事業基盤整備工事2工区
工事場所	佐賀県鳥栖市姫方町及び幡崎町地内
工事内容	流通業務団地基盤整備工 道路工（幅員W=10m～20m）延長L=1,310m 橋梁下部工 1号橋梁（橋長L=18.4m W=12m） 逆T式橋台（H=3.9m）2基 場所打杭基礎（φ1000 L=18.0～20.0 n=16本 排水施設工（ボックスカルバート1,600×800（ほか）1式
予定期	約24か月

工事場所	佐賀県鳥栖市姫方町及び飯田町地内	る指名停止を本工事の入札参加申請書提出期限日から入札日までの間受けていないこと。
工事内容	道路工 (幅員W=12.5m~20m) 延長L=490m 排水施設工 (ボックスカルバート2,600×1,500(ほか) 1式 2号調整池 面積A=11,600m ²	(オ) 入札参加申請書の提出日以前6か月以内に金融機関等において、不渡り手形等をしていないこと。
予定期	約24か月	(カ) 構成員は、本工事に係る共同企業体において、同時に2以上の共同企業体の構成員でないこと。
工事名	鳥栖流通業務団地整備事業基盤整備工事5工区	(キ) 土木一式工事について営業年数が3年以上であること。
工事場所	佐賀県鳥栖市姫方町及び原町地内	イ 共同企業体の代表者は次の資格要件を満たすこと。
工事内容	流通業務団地基盤整備工 道道路工 (幅員W=12m~14m) 延長L=990m 排水施設工 (ボックスカルバート2,500×1,500(ほか) 1式	(ア) 構成員のうちで出資比率が最大のものであること。 (イ) 佐賀県内に本店を有する特A級の建設業者であること。 (ウ) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
予定期	約24か月	(エ) 平成6年4月1日から平成16年3月31日までの間に元請けとして竣工した契約金額8,000万円以上の土木工事(共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20パーセント以上のものに限る。)に配置した経験を有する監理(主任)技術者を、当該工事に専任で配置できるものであること。
2 各工区における共同企業体に関する事項		ウ 共同企業体の代表者以外の構成員は、佐賀県内に本店を有する特A級の建設業者又は鳥栖・神埼土木事務所管内に本店を有するA級の建設業者であること。
(1) 構成員の資格要件	ア サべての構成員が次の資格要件を満たすこと。	
(ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。		
	なお、被補助人、被保佐又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項の規定に該当しない者とする。	
(イ) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則(昭和28年佐賀県規則第21号)第2条第3項の規定により土木一式工事A級以上の決定を受けていること。		
(ウ) 土木一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得るものであること。		
(エ) 佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領によ		
	(4) 存続期間	ア 県工事の相手方となつた者
		当該工事に係る請負契約の履行後3か月を経過した日まで

イ 県工事の相手方とならなかつた者
当該工事に係る請負契約の相手方が確定した日まで

3 各工区における入札参加申請書及び提出資料

(1) 公募型指名競争入札参加申請書

(2) 共同企業体協定書

(3) 共同企業体編成表

(4) 同種の工事の施工実績調書(共同企業体の代表者のみ)

(5) 配置予定技術者調書

(6) 経営事項審査結果通知書の写し

(平成15年8月1日から平成16年7月31日までの間に審査基準日があるもの)

4 各工区における入札参加申請書及び提出資料の受付期間等

(1) 受付期間

平成17年2月1日から2月10日まで(土曜日及び日曜日は除く。)の9時から16時まで

(2) 受付場所

佐賀県鳥栖土木事務所総務課(鳥栖市元町1234番地1)

電話 0942-83-4176

(3) 提出方法

上記(2)の部局に持参すること。

なお、郵送又は電送による申込みは受け付けない。

5 各工区の指名業者の選定

提出資料の審査結果を基に、本県の指名基準により、指名業者を選定する。
本工事の入札に参加できるのは、指名を受けた者に限る。

6 各工区の入札予定期間

平成17年3月

7 その他

(1) 鳥栖流通業務団地整備事業基盤整備工事1工区からのうち、
先に別の工区を落札した共同企業体のすべての構成員は、その後に行う他の工区の入札においては、入札参加資格を喪失するものとする。

(2) 申請書及び提出資料作成要領等については、佐賀県鳥栖土木事務所において配布する。

問い合わせ先 佐賀県鳥栖土木事務所総務課
電話 0942-83-4176

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、千代田町土地改良区から次のとおり役員が住所を変更した旨届出があった。

平成17年1月28日

佐賀県知事 古川 康

役職名	氏名	住 所	変 更 年 月 日
理 事	井原 繁	変更前 神埼郡千代田町大字鰐江253番地	平成15年10月22日
		変更後 " " "	

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年1月28日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指 定 位 置	指 定 年 月 日	幅 員 (メートル)	延長 (メートル)
25	佐賀郡川副町大字西古賀字龍王1173番 13及び1173番14	平成17年 1月14日	6.00	38.34

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年1月28日

佐賀県知事 古川康

第12561号

指定番号

指 定 位 置

指 定 年 月 日

幅 員

(メートル)

延 長

(メートル)

26

佐賀郡川副町大字西古賀字龍王1173番

平成17年
1月14日

6.00

33.18

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

県 賀 佐

平成17年1月28日 (金)

13

○ 入札概要

佐賀県警察本部が発注する佐賀県警察本部庁舎の電力供給契約に係る競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査について、次のとおり公告します。

平成17年1月28日

佐賀県知事 古川康

1 調達をする物品の種類

電力

2 資格審査の申請時期

平成17年1月28日から平成17年2月25日までとします。（その後も隨時受け付けを行うが、この場合、申請の時期によっては、資格審査事務が入札に間に合わないことがあります。）。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

入札参加資格認定申請書（以下「申請書」という。）は、佐賀県庁のホームページ（<http://www.pref.saga.lg.jp/>）からダウンロードできます。

また、佐賀県出納局用度管財課用度担当（郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 電話番号0952-25-7194）において随時配布します。

(2) 申請に必要な書類

入札参加資格認定を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付して、佐賀県出納局用度管財課用度担当に提出してください。

- ア 営業概要書
- イ 業種及び取扱品目届
- ウ 使用印鑑届
- エ 委任状（支社等）に入札等の権限を委任する場合）



佐賀県立唐津青翔高等学校出納員印

<p>才 登記簿謄本 (発行日から3箇月以内のもの)</p> <p>力 申請書を提出する直前の決算期における貸借対照表及び損益計算書</p> <p>キ 県税に未納の額がないことを証する書類 (入札参加資格認定申請書を提出する直前1年間の県税に係るもの)</p> <p>ク 地方消費税納税証明書 (入札参加資格認定申請書を提出する直前1年間の地方消費税に係るもの)</p> <p>ケ 営業に関し、許可、認可等を得たことを証する書類</p> <p>コ 返信用封筒 (長3号) に80円切手をはり、あて名を記入したもの</p> <p>サ その他必要と認める書類</p> <p>(3) 申請書等の作成に用いる言語</p> <p>ア 申請書は、日本語で作成すること。</p> <p>なお、添付書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。</p> <p>イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外貨換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。</p> <p>4 入札に参加することができない者</p> <p>(1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ないもの</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用者</p> <p>ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者</p> <p>イ 入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者</p> <p>ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者</p>	<p>エ 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者</p> <p>オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者</p> <p>カ 申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者</p> <p>(3) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていないと認めた場合</p> <p>イ 者</p> <p>5 資格及び資格審査</p> <p>次に掲げる審査事項について書類審査を行うとともに、必要と認めた場合は実態調査を行います。</p> <p>(1) 事業の経営状況</p> <p>申請書を提出しようとすると日（以下「審査基準日」という。）前1年間（営業開始後1年を経過していない者）にあっては営業開始日から審査基準日の前日までの間、営業を停止し、又は休止した者で営業再開後1年を経過していないものにあっては営業再開日から審査基準日の前日までの間）における物品の製造、修理、販売及び仕入れの推移及び実績並びに取引金融機関における信用度合</p> <p>(2) 経営の規模</p> <p>審査基準日における資本金の額、従業員の構成及び数並びに設備の状況</p> <p>(3) 契約の履行実績</p> <p>審査基準日前に県が発注した物品の納入又は修理の実績及び信用度合</p> <p>6 審査結果の通知</p> <p>入札参加資格審査結果通知書により当該申請者に通知します。</p> <p>7 資格の有効期間及び更新手続</p> <p>入札参加資格の有効期限は、その資格を認定した日から平成18年12月31日までです。</p> <p>8 入札参加資格の取消し</p> <p>4の(2)のアからカまでのいずれかに該当する行為を行ったと認められる者</p>
--	--

については、入札参加資格認定を取り消すことがあります。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とします。

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年1月28日

収支等命令者

佐賀県警察本部警務部会計課長 中 村 好 久

1 競争入札に付する事項

(1) 名称

佐賀県警察本部庁舎電力供給

(2) 特質等

入札説明書による。

(3) 供給期間

平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

(4) 供給場所

佐賀市松原一丁目1番16号 佐賀県警察本部庁舎

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加するとのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）に基づく入

札参加資格を有する者であること。

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格のない者で入札への参加を希望するものは、本県の所定の入札参加資格認定申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記入の上提出すること。

(1) 申請書の入手先

申請書は佐賀県庁のホームページ (<http://www.pref.saga.lg.jp/>) からダウンロードできます。また、(2)の部局においても随時配布します。

(2) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

佐賀県出納局用度管財課 用度担当

郵便番号 840-8570

佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

電話番号 0952-25-7194

4 入札参加条件

平成17年3月10日（木）の時点で、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有すること。

(2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。

（3）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定により更正手続開始の申立てをしていない者であること。

（4）当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
佐賀県警察本部 警務部 会計課 管財係
郵便番号 840-8540

佐賀市松原一丁目1番16号

電話番号 代表 0952-24-1111（内線2253）

6 契約条項を示す場所

- 5 の部局
- 7 入札説明書の交付方法
次の期間及び場所で隨時交付します。
- (1) 期間
平成17年1月28日(金)から同年2月17日(木)まで(土曜日、日曜日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所
5の部局
- 8 仕様等に関する質疑応答
仕様等に対し質問がある場合は、質問事項を記載した文書を、平成17年2月18日(金)から同年2月24日(木)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に5の部局まで持参し、又は郵送すること。
- (2) 質問に対する回答は、回答書を作成し、平成17年2月28日(月)から同年3月4日(金)までの午前9時から午後5時までの間、佐賀県警察本部警務部会計課管財係において閲覧に供することにより行うものとします。
- (3) 電話、電子メール、ファクシミリ等による質問は受け付けません。
- 9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 10 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法
(1) 提出場所
5の部局
- (2) 受領期限
平成17年3月11日(金)午前11時
- (3) 提出方法
直接持参し、又は郵送(書留郵便に限る。受領期限までに必着)するこ
- じ。
11 開札の日時及び場所
(1) 日時
平成17年3月11日(金)午後2時
- (2) 場所
佐賀県警察本部庁舎 別館3階 会議室(入札室)
佐賀県佐賀市松原一丁目1番16号
- 12 落札者がない場合の措置
開札をした場合において、落札者がないときは、別に定める日時に再度の入札を行います。ただし、開札の際、入札者又はその代理人のすべてが立ちはつている場合にあって、そのすべての者の同意が得られれば、その場で再度入札を行います。
- 13 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金
入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上の金額を納付すること(現金の納付に代え、国債若しくは地方債、日本政府の保証する債権若しくは確実と認められる社債、銀行若しくは確実と認められる金融機関若しくは確実と認められる社債、銀行若しくは確実と認められる金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手、銀行若しくは確実と認められる金融機関が引き受け、若しくは保証若しくは裏書きをした手形、定期預金債権又は銀行若しくは確実と認められる金融機関の保証を担保として供することも可。)。ただし、次のいずれかに該当する者については、入札保証金の納付を免除します。
ア 当該入札について保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保証金額とするもの)を締結し、その保険証券を提出する者
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人及び公团を含む。)との間で同種・同規模の契約を複数行い、

- そのうち2件に係る履行を証明する書面を提出する者
- (2) 契約保証金
- 佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第115条第3項第3号の規定により免除します。
- 14 入札の無効
- 次に掲げる入札は、無効入札とします。
- なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができません。
- (1) 金額の記載がない入札
 - (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
 - (3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
 - (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
 - (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
 - (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
 - (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
 - (8) 入札参加資格のない者、入札参加資格条件を満たさない者及び虚偽の申請を行った者がした入札
- 15 落札者の決定方法
- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札書を提出した者を落札者とします。
 - (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、当該入札者の中開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。
- 招 試
- 平成十六年十一月廿九日佐賀県公報中外第六号中附出
- | 頁 | 箇 | 説 | 註 |
|----|--------|---------------|---------------|
| 25 | ヒ | 「製材業者」を「新規登録」 | 「製材業者」を「更新登録」 |
| | 左から二番目 | ノ | レ |
- 16 その他

申購
込読
先料
一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県經營支援本部総務法制課

発行者 平成十七年一月二十八日
佐賀県知事 印刷及び発行
古川康行

印刷所 定日
西部毎週月水金曜
印刷企画(株) 日